

第3回 熊本市公的オンブズマン条例検討委員会 次第

日時 : 平成22年 7月 26日(月) 10:00~12:00

場所 : 崇城大学市民ホール(市民会館) 第9会議室

次第

1 開 会

2 議 事

- (1) 第2回検討委員会において新たな論点の方向性が整理された項目の確認
(NO.1、4、5、6、7、11、13、14)
- (2) 第2回検討委員会において新たな論点の意見が出された項目の論点整理
(NO.16、19、23、)
- (3) 第2回検討委員会において新たな論点の意見が無かった項目の確認
(NO.15、17、18、20、21、22、24、25、26)
※検討票NO.15~26までの論点及びその整理の方向性を確認
- (4) その他
- (5) 次回の開催日程(開催スケジュール確認)

3 閉 会

第3回熊本市公的オンブズマン条例検討委員会資料

- 第2回熊本市公的オンブズマン検討委員会議事録 資料1
- 第1回熊本市公的オンブズマン検討委員会議事録修正表 資料2
- 第2回検討委員における検討課題整理分類表 資料3
 - 再検討票【NO.1、4、5、6、7、11、13、14】
 - 再検討票【NO.16、19、23】
 - 検討票【NO.15、17、18、20、21、22、24、25、26】
- 日額報酬の考え方 資料4
- 第2回検討委員会での質問について 資料5

第2回 熊本市公的オンブズマン条例検討委員会議事録（要旨）

日 時 平成22年7月12日（月） 午前10時00分～正午

会 場 市庁舎4階 モニター室

出席者 坂本秀徳委員、徳永理映委員、柳楽雅子委員、渡邊栄文委員、坂本孝広委員

事務局	1 開会 ただ今から、第2回熊本市公的オンブズマン条例検討委員会」を開会いたします。 2 議事 それでは、まず、議事に入ります前に配布しております資料の確認をお願いします。 （配布資料確認） 第1回検討委員会議事録、課題整理分類表、検討票、事例集 それから、事務局からお願いがございます。 本日、公的オンブズマン条例検討委員会に対する「熊本市自治基本条例をよりよくする会会長 西村文雅 様」から申し入れがっております。この資料を皆様方に配布させていただき、どのように対応するかは、検討委員会の中で、検討いただきたいと思います。 それでは、議事に入らせていただきたいと思いますので、渡邊委員長に議事進行をお願いします。
渡邊委員長	おはようございます。本日もよろしく申し上げます。 それでは、第2回「熊本市公的オンブズマン条例検討委員会の議事に入りたいと思います。 また、本日の会議も前回同様、12時には終了の予定となっておりますので、よろしく申し上げます。また、傍聴人の方々につきましては、配布しております傍聴券に記載してありますように、賛否の表明を行わない等、よろしく申し上げます。 まず、前回の委員会の議事についてですが、事務局の方で議事録を作成しております。私を含め、各委員にも事前に配布してあるかと思いますが、各自で確認をお願いし、文言等の修正が必要な箇所がございましたら、事務局にお伝えいただくようお願いいたします。 それでは、さっそく議事に入らせていただきます。前回の第1回の会議で、14項目について課題を検討いたしました。その中で様々な貴重な意見がございましたので事務局の方で整理しております。この項目毎の追加検討票に従い、まずこの論点について整理したいと思いますのでよろしいでしょうか。事務局の説明の後に論点整理を行っていただき、条例素案を進

	めるということ、また、方向性を決めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なし） それでは、前回の会議で各検討項目を課題の論点整理について事務局から説明願います。
事務局	それでは、資料2をお願いします。第1回検討委員会における検討課題整理分類表ということで、14項目について、新たな検討項目が8項目、論点がなかった項目6項目に分類しております。項目毎の検討票としまして4ページをお願いします。 検討票1、オンブズマン制度の設置目的です。論点としては、 ①オンブズマン制度の目的として「市政に関する苦情を簡易・迅速に処理し」とあるが、「簡易」という文言が簡単な処理と誤解を招くおそれがあるのではないかと。これは、検討票No.4と関連しております。 ②オンブズマン制度の目的のひとつとして「倫理観を持った市政運営」が必要ではないかと。論点の背景としまして、苦情処理（対応）において、倫理観という概念は重要であり、このことは、オンブズマン制度によってもたらされる市政運営の目的（効果）と考えられるのではないかとということです。 事務局案としては、1点目、市政に関する苦情を簡易な方法で受け付け、迅速に処理しについては、簡易迅速という言葉は修正した場合は、このような表現となります。受け付けのみが簡易というわけではなく制度全体の簡易性ということで、適切な言葉が見つからなかった場合は、削除を含めてご検討いただけないかと思っております。 2点目ですが、「倫理観を持った市政運営」は具体的理解が難しい面があるためオンブズマン制度の目的として条例規則には明文化しないが、倫理観は、市政運営全般について重要な概念のご意見とさせていただきたいと考えております。倫理につきましの言葉の意味、他都市における事例等も記載しております。よろしくお願いします。
渡邊委員長	ありがとうございました。 今の論点は、いかがでしょうか。一つは、「簡易・迅速な方法で」という文言が誤解を招くのではないかとということで、表現の仕方ではありますが、決してそういう意味ではない。 また、倫理観というのが色々な意味に取られがちでありますので、条例の中で倫理ということを明記することができるのかどうか、その点はいかがでしょう。

徳永委員	やはり、倫理観は、捉えにくいというご意見もあったし、誤解を招きやすいということであれば、言葉として入れるのは、必要ないと考えます。 しかしながらこの不安定な時代にあえて、熊本市がオンブズマン制度を置くと考えますと、実際に市民の方に困りごとが発生した場合にこの条例があることで、この制度を使って何とか解決できないかと思うのです。 さらにこの条例をみますと、市民の責務とあります。市民の責務の中に目的に従ってと書いてあります。考え方の中身として、熊本市としての個性といいますか、一つの言葉として、安全・安心な市民社会の実現のためにというような考え方を入れていただきたいと思うのです。 しかし、言葉を入れることによってさらに誤解を招きやすいということであれば、省いた方がいいのかと思います。
坂本（秀）委員	言われていることはよくわかるのですが、やはり抽象的にするのはどうかと思います。この条例だけではないので、目的の範囲としては、事務局案でいいと思います。
坂本（孝）委員	私も同意見なのですが、基本的に自治基本条例というのは、倫理観の概念の規定も記載してありますし、基本的にはできるだけオンブズマンとしての限定的な考え方で捉えた方がいいかと思います。
渡邊委員長	倫理観を持ってやるというのは当然ですし、公的なものですので概念は重要です。入れないということではよろしいでしょうか。では、その方向で条例素案は作成したいと思います。また、簡易・迅速ですが、表現の方法というか、どのように規定するのかという技術的なことですので条例の全体の中で検討することでどうでしょうか。
坂本（孝）委員	事務局案としての簡易な方法で受付という時の言い方なのですが、どういうことを指すのか、意味不明なところもあります。この簡易・迅速という当初の目的の使い方と簡易な方法で受付というのは多分、考え方が変わっているかと思います。こういう使い方はおかしいのではないかと、内部でも議論しました。
坂本（秀）委員	簡易な方法といいますと、書類の受付が原則で、書面が簡易という意味ではないだろうし、基本的には特別に簡易な方法で受付することではないと思います。他の行政窓口と同じで書面による申し出が特別な時だけ受付が簡易であるということでもないだろうし、簡易な受付だけに限らず全体的に簡易であるという気もします。
渡邊委員長	迅速・適切にという表現のほうがいいですね。

坂本（孝）委員	簡易は省略した方がいいのではないのでしょうか。ご指摘いただきましたが、自分たちの努力目標としては、迅速性を入れたいと思います。簡易性というのはトータル的なことで、受付だけではないですので、消去していただいていいかと思います。
渡邊委員長	簡易というのは、入れないという方向でよろしいでしょうか。それでは、検討項目No. 1 とNo. 4 は同じでしたので、次にいきたいと思います。
柳楽委員	No. 4 について、確認したいことがあります。 オンブズマンの職務のところで、条例記載案が市民の市政に関する苦情を簡易な方法で受け付け、調査を行い、迅速に処理すること。自己の発意に基づき事案を取り上げ調査すること。市政を監視し非違の是正等の措置を講ずるよう勧告すること。とありますが、オンブズマンは苦情処理以外に処理することもあるのでしょうか。
事務局	柳楽委員の指摘されていることは、自己の発意に基づき事案を取り上げ、調査するということだと思われませんが、これについては、申立人の方から苦情を言われた場合に、この事案が自分の利益には当たらないかもしれない場合でもオンブズマンの判断として市政の制度としておかしいのではないかと、他に困る方がいらっしゃるのではないかと考えられる場合、オンブズマンそのものが、市政の問題として調査し市政を正すということになります。 本市の考え方として、オンブズマンの職務の中に行政監視機能、行政改善機能というものがありますので、それを円滑に働かせるためにもそういった制度を入れたらどうかということです。
柳楽委員	職務の基本になっているものに行政監視機能があるのですね。では、苦情がなくても、自分の目で見te感じたことで、行政監視機能が働いていることもあるということですか。
事務局	他都市の方でも行われていますが、単に苦情処理機能だけではなく、他の制度を充実させるために監視と改善機能を行うこととされています。
渡邊委員長	基本的には、行政苦情機能でしょうけれども、それに加えて監視機能、改善機能があるということですね。
柳楽委員	オンブズマンの職務の中で、感じたり思ったりすることが監視機能ということですね。
渡邊委員長	それでは、次のNo. 5 です。

事務局	No.5 オンブズマンの職務における管轄についてです。オンブズマンの調査の管轄外とする事項で、「オンブズマンの行為に関する事項」とあるが、行為の範囲が不明確である。論点の背景としましてオンブズマンが、調査、判断を行った内容についての再度の申立てを禁止するための条項とするのであれば内容を規定すべきである。 事務局案としまして、オンブズマンの調査の管轄外とする事項は次の事項とする。とありますが、申し訳ありませんが、(オ) オンブズマンの職務行為に関する事項ですが、(イ) 熊本市情報公開・個人情報保護審議会委員の職務に関することにもあるので、(オ) につきましては職務に関する事項としたいと思っております。資料といたしまして、他都市における事例をいれております。
渡邊委員長	オンブズマンの職務における管轄ですが、不明確というご意見をいただきましたので、これに対する方向性としてオンブズマンとして職務に関する事項は対象外となります。 このことにつきましては、よろしいでしょうか (意義なし) それでは、No.6 にいきたいと思います。
事務局	No.6 オンブズマンの責務です。前回、新たに示された論点としまして、オンブズマンの責務に、市の機関との有機的連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努める。とあるが、有機的の表現が理解しづらい。「緊密」等のわかりやすい表現にするべきではないかというご意見でした。 事務局案としては、他の文言、「緊密」等も検討しましたが、市の機関と連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めるということで削除させていただきたいと思います。修正させていただき申し訳ありません。緊密等を検討しましたが、オンブズマンは中立的な立場であり、誤解を招きやすいのではないかと。また、「有機的」な言葉は、使いやすいがなかなかわかりにくいというご指摘があり、他都市でも削除されている事例がありますので、わかりやすい条例として削除案としております。
渡邊委員長	有機的な言葉はわかりづらいのではないかとというご意見でしたので、一つの方向性として連携を図るということにしたいかがでしょうか。 オンブズマンは行政活動を取り消す等の権限がありませんので、基本的には市の協力が必要となります。「緊密」となると中立的な立場ですので、誤解を招きやすいということから、連携を図るということでどうでしょうか。 (異議なし) それではNo.7 にいきたいと思います。

事務局	No.7 市の機関等の責務です。市の機関の責務、市民の責務で、新たに示された論点としまして、オンブズマン制度においては、同制度の市民への周知は非常に重要である。条文等において記載する必要はないのかというご意見でした。 事務局案としては、オンブズマン制度の周知については、条例・規則に明文化しませんが、非常に重要と認識しており、他都市の事例なども参考に運用面の課題として同制度の周知に努力していきたいと思います。 他都市における事例も、条例及び規則において同制度の周知を明文化している事例はありませんでした。 他都市における制度周知方法としては、ホームページ開設、市政だより、チラシ等の印刷物、川崎市などでは、区役所等でのオンブズマン巡回対応、小中学校における生徒、保護者に対してのオンブズマン制度学習会、また札幌市では夜間受付等実施されています。本市も具体的な対応としては、ホームページ開設、市政だより、チラシ等の印刷物など他都市を参考に周知活動を行いたいと考えております。
渡邊委員長	オンブズマン制度の市民への周知方法は、条例で明文化できるのかどうか。他の自治体では、条例では明文化しておらず、他の方法、ホームページ、市政だよりで周知徹底をされています。ご存知のように、裁判員法は、本文には周知方法は明文化されていません。市民への周知は、他の方法で可能ですので明文化しなくてもいいと思いますがよろしいでしょうか。
柳楽委員	オンブズマン制度自体を市民生活向上のために有効に活用するというものを入れていただいたらどうかと思うのですが。
渡邊委員長	それは、オンブズマンの利用方法ということですか。
柳楽委員	オンブズマン制度自体を、市民がより考えるきっかけとなるように「活用する」と入れたほうがいいのではないかと思います。
事務局	オンブズマン制度を市政の参加の一つとしているところはございません。制度そのものが手続き条例的なものですので、一定の目的による効果などに限定するものです。確かに参加は大事な部分ではありますけれども。
柳楽委員	参加も市民の責務だと思います。目的を達するために必要ではないかと思いました。
渡邊委員長	それは大前提のような気がしますけれども。
柳楽委員	色々な苦情を申し出るのにハードルが高いような気がするのです。もっと参加しやすくなればと思ひまして。

坂本（秀）委員	市民の責務で、市民はこの条例の目的を達成するとありますので、いいと思うのですが。
坂本（孝）委員	市民の責務のところ、この制度の適正かつ円滑な運営に努めなければならないとありますし、過剰にやりすぎるのはどうかと思います。
渡邊委員長	目的のところ、達成されればよろしいかと思います。いかがでしょうか。では、次No.11です。
事務局	No.11 オンブズマンの守るべき事項です。新たに示された論点ですが、オンブズマンは、公平中立の立場で職務を行わなければならない。このことは重要であり、オンブズマンが守るべき義務として条例に記載する必要があるのではないか。 事務局案としては、このことは、非常に重要と考えており、No.6 オンブズマンの責務として、より具体的に明文化を行いまして、中立的な立場で公平かつ適切に職務を行わなければならないとしております。また、市の機関との連携を図り相互の職務の円滑な遂行に努めることとしております。
渡邊委員長	これは、No.6 で中立的な立場で公平かつ適切に職務を行わなければならないとしております。いかがでしょうか。 それでは、次のNo.13です。
事務局	No.13 オンブズマンの人数等です。新たに示された論点ですが、運用面の配慮として、オンブズマンの職務にふさわしい報酬は支払う必要があるが、非常勤特別職の場合は、月額か日額かという問題が生じる。オンブズマンの具体的職務内容により報酬に関する検討を行う必要がある。 事務局案としては、報酬の支払方法、報酬額については条例に記載いたしません。このため、制度運用面の課題として様々なご意見をいただきたいと思います。 また、本市における月額、日額設定方法としまして、地方公務員法第3条第3項第2号に基づく非常勤特別職の報酬は、任命権者（市長）が定める。人事課及び担当課（広聴課）が協議し、その職務内容並びに、他都市の状況、本市の非常勤特別職の報酬額の状況により市長が定めることとなります。行政職員については、月額報酬としていますが、その他の非常勤職員特別職については、日額とする方向性であるため、月額とするためには、十分な根拠が必要となります。 その場合のオンブズマンの業務内容ですが、出勤日以外にも申立てに基づく課題の調査、論点整理、解決法の検討・作成、説明責任等、多岐にわたる他、他都市では、議会の選任同意を行っている等、行政委員と同様の業務内容と考えられます。

	業務処理日数については、川崎市と札幌市の例がありますが、川崎市では2名で、30日以内は17%ですが、91日以上が53%になります。札幌市は、ほぼ30日～60日以内で処理されています。勤務日の主な業務は、申立人の面談や法令や他事例の調査、結果の検討、勤務日以外には、関係法令や他事例の調査、結果の検討、判断結果文の構成・作成等とされています。また、基本的にオンブズマンの面談希望があれば行う。現地調査も必要があればオンブズマンも同行する。聞き取り調査についても行っています。裏面は、苦情処理の事務フローです。オンブズマンと調査員と事務局との役割となっています。事務局では、事務受付や日程調整、資料の確認等となりますが、ほとんど、オンブズマンで、調査、検討、判断等をされることとなります。 また、必要な場合は、勧告、意見表明等の職務もありますので業務量としてはかなり多いと思います。 報告の内容的なものは、資料3を参考にされればと思います。 以上です。
渡邊委員長	オンブズマンの業務の内容ですが、これは、委員会としては、条例での規定ではありませんので、月額か日額かということになります。市民から理解が得られるような決め方にしないといけないと思いますが、オンブズマンの業務内容によって違ってくるかと思います。 いかがでしょうか。
徳永委員	川崎市、札幌市の例がありますが、重要なのは、聞き取り調査の時間だだと思います。どういう状況であるか等、丁寧に調査していただくような方向性が必要だと思います。
渡邊委員長	全国の大きな流れとしては、行政委員会等も日額かと思いますが、熊本市は月額ですが、熊本県はどうですか。
坂本（孝）委員	日額です。私が心配していますのは、オンブズマンの方に大変な責務を課していますし、人格・識見といいますか、その部分をかなり求めています。それに該当するのは、先進市事例を見ましても、大学の先生だとか弁護士、放送関係の方、消費者アドバイザーの方もいらっしゃいます。安い報酬で受けていただく方がいるのかと心配しています。そこに見合うかどうかだと思います。
坂本（秀）委員	行政委員の報酬については、色々と意見があるかと思いますが。オンブズマンについては、市政の監視機能まで及ぶので、襟を正していく必要があると思います。 ただ、言われたように市の苦情も300件と聞きますし、業務内容は多岐にわたることから、内容に見合って柔軟に対応していく保障を検討して

	いく必要があると思います。保障がないと力が入らないと思います。
柳楽委員	調査等は大変でしょうし、頭の中で考えていること等を文書化にしたり、かなり負担があるかと思いますので勤務日数以上のことを考えなければなり手もないだろうと思います。
渡邊委員長	仕事の内容を考えますと、日額では機能しないのではないかということですが、日額は決まっているのですか。
事務局	非常勤の報酬につきましては、熊本市特別職の職員で非常勤の者の報酬額・費用弁償の条例で定めております。月額報酬につきましては、その月に合わせて出ます。日額報酬は1日1万円ですが、医師等その職務の特殊性があると認めた場合、3万円を超えない範囲でとなっています。このため、条例上は日額3万円が限度となっています。
徳永委員	限度額はともかく、週何日とか、必要な調査があれば業務等当然あると思いますので、週3日が4日でもかまわないかと思います。必要に応じて臨時に出るといったものを設けるということも必要ではないかと思います。
渡邊委員長	日額というのがこの委員会の方向性ではないでしょうか、内容に応じて、他の事例、報酬を勘案して決めていただくということでしょうか。
柳楽委員	1日3万円ですか。
事務局	最高が3万円です。1日あたりの時間は制限されておりません。
渡邊委員長	午前中のみの半日とか1日とかで違うのでしょうか。
事務局	その件につきましては、調査し報告いたします。
渡邊委員長	日額の件は、次回委員会での報告でよろしいでしょうか。
坂本（秀）委員	週何日出勤ですか。
坂本（孝）委員	それは、決め方がありまして、川崎市・札幌市では、実際に出てこられる日にちを週何日と決めているようです。また、先ほど柳楽委員が言われたように自宅でする仕事はどうするのか、そこも出してやるべきじゃないのかという部分です。そこをどう判断するのが検討すべき部分です。自己申告になってしまいますが。
坂本（秀）委員	札幌市は、月15日で65万円となっていますが。

事務局	川崎と札幌は月額報酬ですから、出勤していただくのは、オンブズマンとの協議によります。合議していただく日数ですとか、調査面談による日数とかで出勤日数を決めていると思います。 日額報酬の考え方については、再度調べさせていただきます。
渡邊委員長	それでは、委員会は、日額という方向性でいきたいと思います。よろしいでしょうか。では、No.14です。
事務局	オンブズマンの構成です。新たに示された論点ですが、一番目に代表オンブズマン制度を採用するか。二番目にオンブズマンの職務において、原則独任制とし、勧告・意見表明その他市政に関する重要案件については、合議制で行うというような運用課題は、職務方針として大変重要であるため、条例記載の必要があるのではないか。ということです。 事務局案としては、一番目は、オンブズマンのうち1人を代表オンブズマンとする。二番目は、独任制、合議制は重要な案件であるため、条例記載としたいと思います。その内容は、次に掲げる事項を協議するため、オンブズマン会議を設ける。ということです。その会議の中で(1)(2)(3)とありますが、勧告、意見表明の重要な条文が抜けておりますので、申し訳ありませんが、是正勧告、制度改善を求める意見表明につきましては、オンブズマンの合議制にするという条文にしたいと思います。 代表性については、監査委員等においても、代表監査委員制を採用しています。監査委員は別途組織を持っておりますので、代表監査の業務は、監査事務局の庶務を総理するということになります。 また、他都市の代表オンブズマンでは、公表、勧告・意見表明等について代表オンブズマンが行いますし、オンブズマン会議の召集、議長も代表オンブズマンの役割となります。 次に独任制、合議制ですが、オンブズマン会議を設けることで、独任制と合議制を行うことが区別できると思います。これは監査委員を参考にしております。監査の結果に対する報告の決定又は意見の決定については、監査委員の合議によるものとされています。もともと監査には独任制の機関として構成されていますが、監査の慎重な実施を期するとともに監査の信頼を確保するため合議するとされています。他都市におきましても独任制で行うという規定はありませんが、条例若しくは規則においてオンブズマン会議の規定を行い、要件により合議を行う制度としています。
渡邊委員長	ありがとうございました。熊本市のオンブズマンは2名制ですので、一人は代表オンブズマンとしますが、オンブズマン会議を設ける必要があるのかといった部分でも、設ける必要があるだろうということですが、いかがでしょうか。

坂本（秀）委員	合議制（３）オンブズマンの協議に必要と認める事項とありますが、札幌市の条例は、協議により必要と認める事項とありますが、どちらなのでしょう。
事務局	協議によりだと思います。
渡邊委員長	これは二人のオンブズマンが話し合って決めるということですね。独任制の場合、責任の問題が生じた際は一人が責任を負うことになりますか。
事務局	基本的には独任制ですので、最後まで独任で判断していただくことになります。
渡邊委員長	それでは、オンブズマンの会議を設けることについてはよろしいでしょうか。（異議なし） １４項目検討しましたが、その他意見がなかった項目について確認をしたいと思います。
事務局	No.2 オンブズマンの設置形態です。論点としては、条例設置による公的オンブズマンは、地方自治法代１３８条の４第３項に基づく市の付属機関としての位置づけでよい。オンブズマンの身分は、地方公務員法代３条第３項第２号に基づく非常勤特別職の位置づけでよい。ということで、他都市事例は一致しております。 次にNo.3 オンブズマンの制度の名称です。論点は、本市が設置するオンブズマン制度が円滑に運用されるために適切な名称は何か。ということで論点の背景としましては、名称が市民オンブズマンと混合されないようにする必要がある。「オンブズマン」でひとつの言葉として成り立つものだが、ジェンダー（社会的性別）フリーの観点から「オンブズパーソン」とした自治体もあります。事務局案としましては、「熊本市オンブズマン」としてしております。 次にNo.8 オンブズマンの資格要件です。論点は、オンブズマンが職務を遂行する上で必要とされる資格要件は何か。ということで、事務局案としましては、人格が高潔で社会的信望が厚く、地方行政に関し優れた識見を有する者としております。 次にNo.9 オンブズマンの任命です。論点は、オンブズマンの任命において、その独立性、中立性を保障するため議会の同意は必要かということです。事務局案としては、市長が議会の同意を得て委嘱するとしております。 次にNo.10です。オンブズマンの任期ですが、オンブズマンの任期は何年が適切か。オンブズマンの再任を行うかということです。事務局案としては、オンブズマンの任期は２年、１期に限り再任できることとします。

	次にNo.1 2 オンブズマンの組織です。オンブズマンが解職される場合の条件とは何か。オンブズマンの解職において、議会の同意は必要かどうかということです。事務局案としては、市長は、オンブズマンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他オンブズマンたるにふさわしい非行があると認める場合は、議会の同意を得て解職することができるとしています。 以上の意見に関しては、ご意見がなかったものです。
渡邊委員長	前は意見がなかった件ですが、いかがでしょうか。
柳楽委員	他都市では、オンブズマンの任命は、どういうふうに行われているのでしょうか。選考委員会はないのですか。
事務局	オンブズマンの選考は、弁護士、大学の先生等になる場合が多いですが、例えば大学に推薦いただいたり、法曹関係等、色々なところから情報を得たうえで選考されています。川崎市、札幌市も選考委員会は持っていません。
渡邊委員長	選考委員会は熊本市の場合も設けないということですか。
事務局	今のところ考えておりません。具体的に候補者が何人もいらっしゃれば考えなければなりませんが、今の状況では難しいと思います。 他都市では、オンブズマンになっていただく方、該当者がやっと承知していただくとも聞きますし、選任委員会を開いて選任し市長から委嘱するというのは難しいと思います。
渡邊委員長	よろしいでしょうか。次に私はNo.8 条例記載案のところで、地方行政というのは、今、使われるのでしょうか。最近では使用されないのではないかと思います。
事務局	法制室等で協議し調べておきます。
渡邊委員長	次の議案に入ります。検討票26 議案のうち、残り12項目残っていますので、検討に入りたいと思います。
事務局	それでは、No.15 苦情の申立てです。論点は苦情申立てを行う者の用件は何かということで、他都市事例は一致しております。川崎、札幌、新潟も、何人も市の機関の業務執行、当該業務の職員の行為について苦情を申立てできるとしています。本市においても、何人もオンブズマンに対し、市の機関の業務執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為について苦情を申し立てることができる。ということにしております。 事務局案の理由につきましては、記載のとおりです。
渡邊委員長	苦情の申立てについてですが、いかがでしょうか。

徳永委員	幅広くということですが、具体的に業務執行、職員の行為だと、実際に利用しようとした方が、逆に限定されてしまい、実際に該当するのかと非常に悩むのではないかと思います。
事務局	苦情の内容としては、本市が行っている業務執行、職員の行為です。それ以外の職務については、オンブズマンの判断権限に及ばないと考えられます。何人といいますのは、市民に限らず熊本市に対して、苦情を申し立てられる方があれば、受け入れるということです。ただし、あくまでも本市制度における改善を行っていくということですので、内容については、市の機関の業務執行及びそれに対する職員の行為ということにならざるを得ないと思っております。
渡邊委員長	これは、No.17 利害関係に関わることですが、熊本市民がオンブズマンに申立てるのは利害関係が有するからいいが、福岡市民が新聞を見てオンブズマンに申し立てるのは、利害関係は有しないことで調査対象にはならないのでしょうか。
事務局	利害関係の判断が必要かと思えます。何人ですが、市外の方が熊本市に観光に来られた時のことで、オンブズマンに市の苦情の申立てをした場合、オンブズマンの判断ということになりますが、申立ては利害関係の有無によるかと思えます。
渡邊委員長	情報公開の場合、何人ともいう表現ですので、県（市外）の方が熊本市の情報を収集できますが、苦情の場合の何人というのは、利害関係はどうなののでしょうか。
坂本（孝）委員	住民の方からまず最初に事務局へご相談があると思うのです。その時に事務局で利害関係の有無で対象か対象ではないかの判断をするのではなく、それはオンブズマンの判断に委ねるという意味で、できるだけ窓口は広くしておきたいということです。
渡邊委員長	何人ともいうことで、よろしいでしょうか。（意義なし） では、次のNo.16です。
事務局	次はNo.16 苦情の申立て手続きです。申立て手続きの方法はどうか。申立て手続きの申請項目は何か。代理人からの申立てができるか。ということで、他都市事例は一致しております。川崎、札幌、新潟市でも同様であります。 事務局案としての条例記載案は、苦情を申し立てようとする者は、書面により行わなければならない。ただし特別な理由が認められるときはこの限りではない。記載事項は、申立人の氏名、住所、申立の趣旨、理由、原因となった事実発生年月日、他の制度での手続きの有無とする。苦情の申立ては、代理人により行うことができる。としております。

	事務局案の理由は記載のとおりです。
渡邊委員長	苦情処理等についての申立て手続きですが、いかがでしょうか。
徳永委員	記載事項に、原因となった事実発生年月日とありますが、あいまいだと思います。事実関係が発生し半年後に本人が聞くが、事実日がはっきりしない場合はどうなるのでしょうか。記載事項として「経緯」を入れた方がいいのではないのでしょうか。
事務局	事実発生日につきましては、後の検討票で一定期間を過ぎると効力はないと記載してありますが、そこはオンブズマンの判断だと思われます。 「経緯」については、調査の中身としてオンブズマンが聞いていくことになりますし、本人からの申立てですので、趣旨のところで自分の考え方を述べていただければいいかと思います。
渡邊委員長	裁判所の訴訟では、事実発生年月日はかなり正確に書かなくてはならないのでしょうか。
坂本（秀）委員	場合によります。基本的には必要ですが、昭和〇〇年頃と幅のある判断をしています。
渡邊委員長	裁判では、特定できないのならダメだということはないのですね。よろしいでしょうか。
坂本（秀）委員	他の制度での手続きの有無とありますが、限定はしておらず、とても広すぎるような気がします。
事務局	これについては、その調査を必ず入れないと管轄外となる場合がありますので、この記載部分につきましては検討させていただきたいと思います。
渡邊委員長	それでは、次のNo.17です。
事務局	No.17 調査の対象事項です。論点は調査の対象外とする事項は何か。申立人の利害関係を有する解釈の範囲をどこまで認めるか。事実発生からどの程度経過したものまで調査するか。ということです。論点の背景としては、利害関係の有無については、解釈の仕方によって調査対象が決まるため、予め方針を決めておく必要があります。また、調査可能期間を決めておく必要があります。他都市事例は、概ね一致しております。 川崎市と札幌市ですが、自己の利害に関する判断としては、利害関係を有する者を広く柔軟に解釈しているが、最終的にはオンブズマンの判断に委ねられるとしている自治体であります。つくば市は金銭及び役務等の不利益があったか等、利害関係のある程度厳しくとらえ、最終的にはオンブズマンの判断に委ねられるとしている自治体であります。 事務局案としては、記載項目はほとんど同じであり、運用面の課題として、利害関係の有無については、広く柔軟に解釈する必要があるが、オン

	ブズマンの判断に委ねることとなる。としております。 事務局案の理由は記載のとおりです。
渡邊委員長	利害関係ですが、いかがでしょうか。広く柔軟に解釈するということが、いいと思います。広く認めた方がいいと思います。
徳永委員	事実発生から1年以上経過ということですが、ある事実から1年経過したのであれば利害関係がある場合、適用ができないのでしょうか。1年という捉え方は、短いような気がします。期限があるというのは、しかるべき理由があるのでしょうか。
事務局	下記に記載しておりますが、住民監査請求ですとか諸制度の申請期限1年以内と合わせています。 事実発生日から1年以上経過しているとき、ただし、正当な理由がある場合はこの限りではない。としておりますので、申立人が知り得なかった場合等も勘案することとしています。
柳楽委員	最終的にオンブズマンの判断ですが、不利益があったとした時に、利害関係として認定し、適用外ということもあり得ますか。
事務局	本市としては、オンブズマンの制度は、利害関係については、広く捉えていく考え方があります。ただ、事実発生等を含めた利害関係の判断そのものについては、オンブズマンに委ねるという考え方になるかと思います。 方針的なものは、本市の考え方で判断していただきたいと思います。
坂本（秀）委員	事実発生から1年以内ということですがけれども、正当理由という考え方で柔軟に判断されるかと思います。
渡邊委員長	行政訴訟制度では、処分のあった事を知った日の翌日から6ヶ月から半年ということになっています。それを過ぎると行政訴訟は提起できません。入院等特別な理由があれば別ですが、無期限となると行政が不安定になりますから、期限は必要であると思います。また、技術的な問題もあるかと思いますがし苦情でもありますので、事実発生日から1年というのはいいかと思います。
事務局	事実発生日でお願いしたいと思います。申立人が知っていなかった理由をオンブズマンの方でやむを得ないということで判断されれば、遡っての調査はできますので、事実発生日でお願いしたいと思います。
渡邊委員長	個人宛の処分通知ではありませんからね。それではよろしいでしょうか。（異議なし）では、次No.18です。
事務局	No.18は調査の中止です。調査の中止規定は必要かということで、本市においても他都市に合わせて、調査を開始した後においても、必要がないと認めるときは調査を中止することができるという条文にしています。理由としては記載のとおりです。

渡邊委員長	いかがでしょうか。（異議なし） それでは、次のNo.19です。
事務局	No.19は調査に際しての関係者への通知です。関係者へ対する通知はどのような場合に行うか。本市においても、他都市同様、苦情申立人への通知は苦情を調査しないとき、調査を中止したとき、調査の結果を出したときとしています。また市へは当然、調査を開始するとき、調査を中止したとき、調査の結果が出た際に通知を出すこととしております。 理由は記載のとおりです。
渡邊委員長	いかがでしょうか。関係者への通知ですが。
徳永委員	苦情申立人への通知ですが、開始の時はしないのですか。通知された方がいいのではないのでしょうか。調査をいつされるのか、わからないままどのように扱われるのか不安ではないのでしょうか。
渡邊委員長	最初に申立人とヒアリングをする際、調査される等、わかるのではないのでしょうか。
事務局	調査を開始する場合には、条例には記載しておりませんが、ヒアリングですとか、調査について開始することになりますので、記載はしていません。しなかった場合の通知は記載する必要があると思います。
坂本（秀）委員	実際、手段は大事ですので、開始の通知があるといいのかもしれませんが。。連絡はあるとは思いますが。調査開始という、手続きがあれば作った方がいいかもしれません。
事務局	裁判であれば通知を出しますか。
坂本（秀）委員	はい、必ず出します。
柳楽委員	本人として不安はあると思います。今から始めましたという連絡があると安心して日々を過ごせるというのは単純にあります。
渡邊委員長	電話一本でもいいですね。
坂本（孝）委員	実務的にはアポをとったりしますが、行政は紙で動きますので、開始する、しない等の何らかの文書は出すべきかもしれません。
事務局	今のご意見で検討することとします。
渡邊委員長	それでは、次のNo.20です。
事務局	No.20調査の方法です。市の機関に対する調査権はどのようなものか。調査に際しての機関以外（関係者等）に対して必要とすることは何かということです。本市としても他都市同様、市の機関に対し説明を求め、保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し若しくは提出を求め又は実施調査することができる。関係人、関係機関に対し質問し、事情を聴取し又は実施調査の協力を求めることができる。専門機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。と3項目の条例案としました。

	運用面の課題として、オンブズマンは、職権として市の機関に対し説明を求め、保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、提出させることができるが、その際、個人情報については取り扱いに慎重を期し、最大限の配慮をすることが必要です。 また、関係人は、申立人との利害関係が発生する第三者（個人・法人）、関係機関は、県、国、独立行政法人等の機関と考えられるとしています。理由は記載のとおりです。
渡邊委員長	調査の方法ですが、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。（異議なし）では、No.2 1です。
事務局	No.2 1 専門調査員ですが、1)専門調査員は必要か、2) 専門調査員の地方自治法上の身分は何か、3) 人数は何名とするか、4) 専門調査員に必要な待遇条件はということです。 論点としての3および4については、各自治体でばらつきがあります。本市に相応しいのはどのような形態かが問題となります。 条例によるオンブズマンの職務に関する事項を調査するための専門調査員の配置を本市としては考えております。運用方法としまして、地方自治法第174条に既定する「専門調査員」で非常勤特別職の職員、オンブズマン1名に対し、1名を配置することとしています。運用の課題として、専門調査員の待遇条件については、その職務にふさわしい相当額を支給できるように配慮することとしています。 裏面ですが、オンブズマン自らが全て対応するのは物理的に困難であり、オンブズマンの職務は専門的技術的事項に関わるので、事務局には市職員のほかに専門的スタッフを置く必要があると考えます。 また、オンブズマンは基本的に独任制となるため、オンブズマンを補佐する調査員も各々必要と考えます。オンブズマンを補佐するためには、高度な行政知識が必要であり、他都市では大学院又は博士課程相当の人選をしています。専門調査員の具体的業務内容として想定されるものは記載のとおりです。
渡邊委員長	専門調査員ですが、いかがでしょうか。条例では、専門調査員を配置するというので、規定で何人かとするのですね。2名ですとか3名ですとかですね。
事務局	オンブズマン1名に対して1名は置きたいと考えています。
渡邊委員長	オンブズマンを補佐する専門調査員が必要ではないかということです。 よろしいでしょうか（意義なし）では、次のNo.2 2です。

事務局	No.2 2 報告、意見表明です。苦情等の調査結果による勧告、意見表明の必要性、また、報告、意見表明に対する市の機関の尊重の意義ということで、他都市事例は一致しています。本市においても他都市同様、 1) オンブズマンは、苦情調査の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し是正の措置を講ずるよう勧告することができる。また市の機関に対し制度の改善を求める意見表明をすることができる。 2) 市の機関は勧告、意見表明を尊重しなければならない。 としています。他都市における勧告・意見表明の基準としては、勧告においては、違法なもの、不当なものに対して改善を求めること。意見表明においては、法律・条令・規則で既定内容等、制度が社会の変化やニーズに適合しなくなり改善が必要と判断した場合に制度改善を求めることとしています。 なお、勧告及び意見表明も公表しなければならないとしています。 理由については記載のとおりです。
渡邊委員長	いかがでしょうか。（異議なし）それでは、No.2 3 です。
事務局	No.2 3 措置状況の報告です。是正・勧告措置に対する報告義務と報告の提出期限は60日でよい。勧告、意見表明、報告についての申立人への通知については、他都市事例は概ね一致しております。 本市としては、オンブズマンは、勧告したときは市の機関に対し是正等の措置の報告を求めるものとする。市の機関は、勧告があった場合、勧告を受けた日の翌日から起算して60日以内にオンブズマンに対し是正等措置について報告するものとする。オンブズマンは、勧告、若しくは意見を表明したとき、又は報告があったときはその旨を申立人に通知するとしています。 理由としては記載のとおりです。
渡邊委員長	いかがでしょうか。オンブズマンの是正・勧告に対してどういった措置をとったのか、報告期間は60日以内ということです。
坂本（秀）委員	期間は妥当だと思います。勧告の場合だけの是正措置は報告がありますが、意見表明については直接の報告はしないのですか。
事務局	勧告については、違法なもの、不当なものに対しての改善を求めるものですので報告がありますが、制度改善が必要な意見表明の報告までは求めています。課題としてその段階での整理ができるかということ。また、期間的にも難しいと思われます。
渡邊委員長	意見表明は年次報告書として議会に対して報告はするのですか。
事務局	はい、勧告も意見表明も報告します。

坂本（孝）委員	勧告については、不当等の明確な部分ですが、意見表明はその時代に合っているのかどうかという判断が難しい。しかし、確かに勧告も意見表明も求められているのですから、何らかの回答は必要かとは思いますが。
柳楽委員	意見表明に対してどのようにして検討しているのかの報告はあるべきではないでしょうか。
渡邊委員長	何らかのレスポンスは必要ではないでしょうか。意見表明に対して、できるだけ答えなければならないという努力義務がいるのではないのでしょうか。
事務局	意見表明につきましては検討することとします。努力義務を含めて表現方法を考えたいと思います。
坂本（秀）委員	意見表明したのにどうなったのか、わからないので、できない場合は、できないという報告をした方がいいと思います。
坂本（孝）委員	是正措置の報告は義務規定になっておりますので、なんらかの形で検討したいと思います。
渡邊委員長	では、次にいきます。No.24です。
事務局	No.24 勧告等の公表についてです。論点としまして勧告、意見表明、報告内容の一般公表の必要性ということで、他都市事例は一致しております。 条例記載案として、オンブズマンは勧告、意見表明又は報告の内容を公表する。その公表に当たっては、個人情報等の保護については最大限の配慮をしなければならないとしています。 理由については、記載のとおりです。
事務局	いかがでしょうか。勧告、意見表明に報告内容を公表するということです。
柳楽委員	フォローアップ調査みたいなものは報告の中に、含まれているのでしょうか。どうやって動いたかという状況的なものです。
坂本（孝）委員	是正措置の状況ですね。
事務局	勧告の報告の公表ですので、その他の報告については、年次報告書で出ることになります。札幌市の事例ですが、オンブズマンの判断後それについてのどういう形になるか解決状況等、年次報告書の中に入れてあります。次のNo.25 活動状況報告書で説明したいと思います。
渡邊委員長	それでは、No.25にいきます。
事務局	No.25 オンブズマンの活動状況報告書等です。活動状況報告書の作成及び公表の必要性です。条例記載案は、オンブズマンは毎年、運営状況について市長及び議会に報告するとともにこれを公表するとしています。理由につきましては記載のとおりです。

渡邊委員長	いかがでしょうか。1年間の活動状況を市長及び議会に報告、公表するということです。
徳永委員	より具体的に報告するのであれば、市民へ公表すると入れていただきたいと思います。
事務局	ホームページにも公表します。条文には入れておりませんが、市民へも公表することになります。
坂本（秀）委員	対象は市民だけとは限らないと思います。
徳永委員	逆に市民とつけると縛りになってしまうということですね。わかりました。
渡邊委員長	よろしいですか。それではNo.26です。
事務局	No.26事務局の機能です。論点としては、 1)事務局は、オンブズマンの専任の組織としての位置づけでいいのか。 2)事務局は、オンブズマンを補佐するための事務的な役割であると考えていいのか。 3)設置場所は、独立性を高めるために庁舎外の設置がいいのか。 ということですが、3)の論点の背景としては、事務局は、独立性とともに市民の利便性も重要であり、他ビル賃貸であると費用もかかることも勘案しなければなりません。他都市では、庁舎内・庁舎外と様々です。 事務局案としては、組織では、オンブズマンに関する事務を処理するため、事務局を置くこととしています。運用課題として、市長部局であるが独立した組織である。事務局の役割としては、オンブズマンの事務的補佐する職務である。設置場所としては、客観的独立性を高めるため、本庁舎外に設置することが望ましいのではないかと考えています。 理由については記載のとおりです。
渡邊委員長	いかがでしょうか。事務局の組織についてです。
徳永委員	独立して職権を行うとしなくてもいいのでしょうか。
渡邊委員長	事務的職権を行う事務局がということでしょうか。
事務局	市長事務部局からの独立は非常に難しいと思われます。監査事務局ですとか、そういった行政委員会の事務局でしたら条例の記載はいいかと思われますが、オンブズマンそのものが市長の付属機関ということですので、組織上ではそのような規定は難しいと考えます。 ただ、運用面では、独立した制度であることを十分踏まえたうえで職務を行わなければならないと考えております。

渡邊委員長	川崎市の独立組織というのは、どういうものでしょうか。
事務局	内部的に独立した組織として運用されているものという意味です。 制度として絶対的なものとして確立できませんので、そういう意味での組織です。
渡邊委員長	例えば、オンブズマン課という名称でしたら、独立した印象はあたえますね。
事務局	事務局の名称は、他都市では、オンブズマン事務局となっています。
渡邊委員長	それでは、１２項目について検討いたしました。委員からのいただいた貴重なご意見を踏まえて、次回方向性を求めたいと思います。 次回の開催日程をお願いします。
事務局	今回は、７月２６日１０時から、市民会館第９会議室となっております。
渡邊委員長	よろしいでしょうか。２６日の１０時、市民会館ということです。２週間後となります。
事務局	先ほど、ご説明いたしました、熊本市公的オンブズマン検討委員会への申入れ書ですが、事務局と委員長とお話しさせていただき、どう検討するか決めたいと思います。
渡邊委員長	これは１９日までに回答できるようにしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、検討しました議事は全て終わりましたが、何かご意見がありますでしょうか。
柳楽委員	年度を決めて条例の見直しはあるのでしょうか。
渡邊委員長	見直しですが、それは可能ですか。
事務局	条例改正はあり得ます。
柳楽委員	この制度が立ち切れていくことが他都市ではあるので、３年後とか、何年後かを決めて見直しをされることは可能でしょうか。
事務局	要因があれば、改正は必要かと思いますが、これは検討させていただきます。
渡邊委員長	他にございませんか。それでは、事務局にお返しします。
事務局	本日の検討委員会を終了いたします。また、議事録につきましては、次回に資料としまして配布させていただきます。ありがとうございました。

第1回公的オンブズマン条例検討委員会議事録修正表

項	修正箇所	誤	正
P 1	出席者	徳永理 <u>恵</u> 委員	徳永理 <u>映</u> 委員
P 1	出席者	坂本孝 <u>弘</u> 委員	坂本孝 <u>広</u> 委員
P 1	事務局発言 4 委員紹介	徳永理 <u>恵</u> 委員	徳永理 <u>映</u> 委員
P 2	渡邊委員長発言 (中央)	準自治 <u>地方</u> 機関	準自治 <u>司法</u> 機関
P 5	柳楽委員発言	<u>立ち上がった</u> 経緯	<u>なくなった</u> 経緯
P 1 3	坂本秀徳委員発言 (中央)	人権 <u>運営</u> 委員会	人権 <u>擁護</u> 委員会
P 1 5	渡邊委員長発言 (中央上)	<u>決裁をとらなければなら</u> <u>ない</u>	<u>周知しなければな</u> <u>らない</u>
P 1 7	坂本秀徳委員発言 (中央下)	<u>私の職場</u> でも	<u>商法の規定</u> でも
P 1 7	坂本秀徳委員発言 (中央下)	役員の職務は	役員の職務 <u>執行義</u> <u>務</u> は

第2回検討委員会における検討課題整理分類表

資料 3

第2回検討委員会において新たな論点の方向性が整理された項目			
検討項目			検討票NO
1	総 則		
	(1) オンブズマン制度の設置の目的		1
	(4) オンブズマンの職務		4
	(5) オンブズマンの職務における管轄事項	① 管轄事項について	5
		② 管轄外事項について	
	(6) オンブズマンの責務		6
	(7) 市の機関等の責務	① 市の機関の責務について	7
	市民の責務	② 市民の責務について	
2	オンブズマンの組織等		
	(4) オンブズマンの守るべき事項	① 守秘義務について	11
		② 兼職禁止について	
	(6) オンブズマンの人数等	① 人数について	13
		② 待遇について	
	(7) オンブズマンの構成	① 代表オンブズマンについて	14
		② 独任制と合議制について	

第2回検討委員会において、新たな論点の意見が出された項目			
検討項目			検討票NO
3	苦情処理等について		
	(2) 苦情の申立手続き		16
	(5) 調査に際しての関係者への通知		19
5	実効性の担保手段について		
	(1) 措置状況の報告		23

第2回検討委員会において、新たな論点の意見が無かった項目

検討項目			検討票NO
3	苦情処理等について		
	(1) 苦情の申立て		15
	(3) 調査の対象外事項	① 申立人の利害関係について	17
		② 申立期間等について	
	(4) 調査の中止		18
	(6) 調査の方法	① 市の機関に対する調査権について	20
		② 関係者等への協力依頼について	
	(7) 専門調査員	① 専門調査員の必要性について	21
		② 地方自治法上の身分について	
		③ 人数について	
		④ 待遇について	
4	問題解決方法について		
	(1) 勧告、意見表明	① 勧告、意見表明について	22
		② 勧告、意見表明の尊重について	
5	実効性の担保手段について		
	(2) 勧告等の公表		24
	(3) オンブズマンの活動状況報告等		25
6	その他		
	(1) 事務局の機能	① 事務局の組織	26
		② 事務局の役割	
		③ 設置場所他	

第2回検討委員会において、
新たな論点の方向性が整理された項目

検討項目	
1 総 則	(1) オンブズマン制度の設置目的

第1回検討委員会において、新たに示された論点

① オンブズマン制度の目的として「市政に関する苦情を簡易・迅速に処理し、」とあるが、「簡易」という文言が簡単な処理と誤解を招くおそれがある。【検討表NO4関連】

② オンブズマン制度の目的のひとつとして「倫理観を持った市政運営」が必要ではないか。

※ 論点の背景

苦情処理(対応)において、倫理観という概念は重要であり、このことは、オンブズマン制度によってもたらされる市政運営の目的(効果)と考えられるのではないか。

事務局としての考え方

〈事務局案〉

『条例記載案』

① 市政に関する苦情を迅速に処理し、市政を監視し、非違の是正を講ずるよう勧告するとともに、精度の改善を求める意見表明することにより、市民の権利利益の保護を図る。

【検討票4】と同様の修正を行う。資料は【検討票4】に記載

② 「倫理観を持った市政運営」は、具体的理解が難しい面があるためオンブズマン制度の目的として条例・規則には明文化しないが、倫理観は、市政運営全般について重要な概念のご意見とさせていただきたい。

〈委員会での意見1〉

目的には意識の問題も欠けてはならないため、倫理観(意識)は必要ではないか。

〈委員会での意見2〉

倫理観という概念は、幅広いものであるため、具体的な理解が難しいのではないか。

〈言葉の意味からの検証〉

「倫理」(広辞苑)

人倫のみち。実際道德の規範となる原理。道德。

「人倫」(広辞苑)

① 人としての守るべき道。人としての道。

② ヘーゲルの用語。客観化された理性的意思。その実態は、家族・市民社会・国家で、道德性を超える立場とされている。

〈他都市における事例〉

・「倫理観」若しくは類似する表現を用いている事例はない。

・開かれた市政の推進を公正で透明な市政の一層の推進としている事例はある。(三鷹市)

検討項目	
1 総 則	(4) オンブズマンの職務

第1回検討委員会において、新たに示された論点

オンブズマンの職務として「市民の市政に関する苦情を調査し、簡易・迅速に処理する」とあるが、「簡易」という文言が簡単な処理と誤解を招くおそれがある。

事務局としての考え方

〈事務局案〉

『条例記載案』

① オンブズマンは、次の職務を行うものとする。

- ・ 市民の市政に関する苦情を調査し、迅速に処理すること。
- ・ 自己の発意に基づき、事案を取り上げ調査すること。
- ・ 市政を監視し非違の是正等の措置を講ずるよう勧告すること。
- ・ 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- ・ 勧告、意見表明の内容を公表すること。

〈委員会での意見〉

「簡易」という文言を使用した意味は、市民にとって利用しやすいという意味であるが、表記方法については、条例素案の段階で検討する。

〈他都市における事例〉

文言	他都市の表記状況	
簡易迅速に処理すること。	7	川崎市、札幌市、八女市、藤沢市他
迅速に処理すること。(簡易の記載なし)	8	上越市、北見市、川越市、三鷹市他
必要な調査をすること。(簡易・迅速共に記載なし)	3	新潟市、つくば市、西尾市

検討項目		
1 総 則	(5) オンブズマンの職務における管轄	① 管轄事項について ② 管轄外事項について

第1回検討委員会において、新たに示された論点

オンブズマンの調査の管轄外とする事項で、「オンブズマンの行為に関する事項」とあるが、行為の範囲が不明確である。

※ 論点の背景

オンブズマンが、調査、判断を行った内容についての再度の申立てを禁止するための条項とするのであれば、内容を限定すべきである。

事務局としての考え方

〈事務局案〉

『条例記載案』

② オンブズマンの調査の管轄外とする事項は、下記事項とする。

- ア 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- イ 熊本市情報公開・個人情報保護審議会委員の職務に関する事項
- ウ 議会に関する事項
- エ 職員の自己の勤務内容に関する事項
- オ オンブズマンの職務に関する事項

※ オンブズマンの職務は【検討票4】に記載している内容

〈言葉の意味からの検証〉

「オンブズマンの行為」……苦情申立て等に対してオンブズマンが職務として行った行為

※ 苦情申立て等は、申立人からの苦情、自己発意による調査

〈他都市における事例〉

- オンブズマン自身が行った行為に対しては、苦情を申し立てることことができない。苦情申立てを不問とした措置、あるいはオンブズマンがした改善勧告に不満であるとしてこれに対し再度苦情申立てを許すのは一事不再理の原則に照らし、許されないとしている。(川崎市)

検討項目	
1 総 則	(6) オンブズマンの責務

第1回検討委員会において、新たに示された論点

オンブズマンの責務に「市の機関との有機的連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努める」とあるが、有機的の表現が理解しづらい。「緊密」等のわかりやすい表現にするべきではないか。

事務局としての考え方

〈事務局案〉

『条例記載案』

- ・ 市民の権利利益の擁護者として、中立的な立場で公平かつ適切に職務を行わなければならない。
- ・ 市の機関と連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努める。
- ・ 政党又は政治目的のための地位利用の禁止

【検討票6-②】での論点修正を含めて記載

※ 中立的な立場であるオンブズマンと執行機関は一定の距離感が必要である。密接、緊密等の文言は、誤解を招きかねないため。

〈言葉の意味からの検証〉

- ・ 「有機的」(広辞苑)
有機体のように、多くの部分が集まって一個の物を作り、その各部分の間に緊密な統一があつて、部分と全体が必然的関係を有しているさま。
- ・ 「有機体」(広辞苑)
多くの部分が一つに組織され、その各部分が一定の目的の下に統一され、部分と全体が必然的関係を有するもの。自然的なものとの類推で、社会的なものにも用いる。

〈他都市における事例〉

文言	他都市の表記状況
市の機関と有機的連携を図り	5 川崎市、札幌市、藤沢市、上越市、国分寺市
市の機関と連携を図り	9 八女市、北見市、川越市、三鷹市他
市の機関と密接な連携を図り	1 つくば市
記載なし	3 新潟市、富山市、西尾市(要綱設置)

検討項目		
1 総 則	(7) 市の機関等の責務	① 市の機関の責務 ② 市民の責務

第1回検討委員会において、新たに示された論点

オンブズマン制度においては、同制度の市民への周知は非常に重要である。条文等において記載する必要はないのか。

事務局としての考え方

〈事務局案〉

『運用面の課題』

オンブズマン制度の周知は、条例・規則には明文化しないが、非常に重要と認識しており、他都市の事例なども参考に運用面の課題として同制度の周知に努力していく。

〈他都市における事例〉

○ 市の機関の責務として、条例及び規則において同制度の周知を明文化している事例はない。

○ 他都市における制度周知方法

- ・ ホームページ開設
- ・ 市政だより、チラシ等の印刷物
- ・ 区役所等でのオンブズマン巡回対応(川崎市、藤沢市)
- ・ 小中学校における生徒、保護者に対してのオンブズマン制度学習会(川崎市)
- ・ 夜間受付(毎月第4火曜日午後8時まで:札幌市)

検討項目		
2 オンブズマンの組織等	(4 オンブズマンの守るべき事項	① 守秘義務について ② 兼職禁止について

第1回検討委員会において、新たに示された論点

オンブズマンは、公平中立の立場で職務を行わなければならない。このことは重要であり、オンブズマンが守るべき義務として条例に記載する必要があるのではないか。

事務局としての考え方

〈事務局案〉

『条例記載案』

- ・ 市民の権利利益の擁護者として、中立的な立場で公平かつ適切に職務を行わなければならない。
- ・ 市の機関と連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努める。
- ・ 政党又は政治目的のための地位利用の禁止

【NO. 6-②】オンブズマンの責務の修正案で具体的に明文化を行う。

〈言葉の意味からの検証〉

- ・ 「責務」(広辞苑)
責任と義務。また、責任としてはたすべきつとめ。
- ・ 「義務」(広辞苑)
自己の立場に応じてしなければならないこと、また、してはならないこと。

〈他都市における事例〉

- オンブズマンの職務上の公平性については、オンブズマンの責務として条文に記載してあるが、「公平かつ適切にその職務を執行しなければならない。」という表現であり、中立性についての具体的文言は使用されていない。

検討項目		
2 オンブズマンの組織等	(6) オンブズマンの人数等	① 人数について ② 待遇について

第1回検討委員会において、新たに示された論点

運用面の配慮として、オンブズマンの職務にふさわしい報酬は支払う必要があるが、非常勤特別職の場合は、月額か日額かという問題が生じる。オンブズマンの具体的職務内容により報酬に関する検討を行う必要がある。

事務局としての考え方

〈事務局案〉

『運用面の課題』

報酬の支払い方法(月額、日額)、報酬額については、条例に記載しないが、市長が別に定めることとなる。このため、制度運用面の課題として様々なご意見をいただきたい。

〈第2回検討委員会において示された方向性〉

- ・ オンブズマンの報酬の支払い方法は、現在の他の非常勤特別職の報酬が日額を基本とする方向であることを考慮し、日額とする。
- ・ オンブズマンの報酬額は、日額ではあるが出勤日以外の業務量を考慮し、その業務に相当する額を支払う必要がある。

〈本市における月額、日額設定方法〉 ※人事課意見

- ・ 地方公務員法第3条第3項第2号に基づく非常勤特別職の報酬は、任命権者(市長)が定める。
- ・ 人事課及び担当課(広聴課)が協議し、その職務内容並びに、他都市の状況、本市の非常勤特別職の報酬額の状況により市長が定めることとなる。
- ・ 行政委員(地方自治法上設置が定められている非常勤特別職で人事委員、選挙管理委員、監査委員等)については、月額報酬としているが、その他の非常勤特別職については、日額とする方向性であるため、月額とするためには十分な根拠が必要となる。
- ・ オンブズマンの業務内容は、出勤日以外にも申立てに基づく課題の調査、論点整理、解決策の検討・作成、説明責任等、多岐にわたる他、他都市では議会の選任同意を行っている等、行政委員と同様の業務内容と考えられる。

〈オンブズマンの業務内容等〉

- ・ オンブズマンの業務内容(他都市の状況) 別紙のとおり
- ・ オンブズマンの事務フロー 別紙のとおり

検討項目		
2 オンブズマンの組織等	(7) オンブズマンの構成	① 代表オンブズマンについて ② 独任制と合議制について

第1回検討委員会において、新たに示された論点

- ① 代表オンブズマン制度を採用するか。
- ② オンブズマンの職務の処理において、原則独任制とし、勧告・意見表明その他市政に関する重要案件については合議制で行うというような運用課題は、職務方針として大変重要なことであるため、条例記載の必要があるのではないか。

事務局としての考え方

〈事務局案〉

『条例記載案』

- ① オンブズマンのうち、1人を代表オンブズマンとする。(代表オンブズマン制度を採用)
- ② 次に掲げる事項を協議するため、オンブズマン会議を設ける。
 - (1) 市の機関に対して行う非違是正の勧告及び精度の改善を求める意見表明に関すること。
 - (2) オンブズマンの職務執行の一般方針に関すること。
 - (3) 活動状況の報告に関すること。
 - (4) その他オンブズマンの協議に必要と認める事項

※ 独任制、合議制は重要な要件であるため、札幌市の例を参考に必要事項を付記し条例記載とする。

〈類似制度：監査委員〉

- ① 監査制度においても代表監査委員制を採用している。
- ② 地方自治法においては、原則独任制で行うという規定はないが、要件により合議制が必要な規定を行うことにより、原則独任制であることを示している。

【地方自治法第199条第1項第11号】

監査の結果に対する報告の決定又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

【逐条地方自治法解説】

監査委員は他の行政委員と異なり独任制の機関として構成されているが、監査の慎重な実施を期するとともに監査の社会的信頼を確保するため、監査結果の報告の決定又は意見の決定については、監査委員の合議によるものとされている。

〈他都市における事例〉

- ② 原則独任制で行うという規定はないが、条例若しくは規則においてオンブズマン会議の規定を行い、要件により合議を行う制度としている。
 - ・ 条例に規定(札幌市、北見市、富山市「要綱」)

次に掲げる事項を協議するため、オンブズマン会議を設ける。

 - ア オンブズマンの職務執行の一般方針に関すること。
 - イ 活動状況の報告に関すること。
 - ウ その他オンブズマンの協議により必要と認める事項
 - ・ 施行規則に規定(川崎市、八女市、藤沢市他)
 - ア オンブズマン会議は、代表オンブズマンが招集しその議長となる。
 - イ その他オンブズマン会議に必要な事項は、代表オンブズマンがオンブズマンに諮って定める。
 - ・ オンブズマン会議の規定なし(つくば市)

第2回検討委員会において、
新たな論点の意見が出された項目

検討項目	
3 苦情処理等について	(2) 苦情の申立て手続き

第2回検討委員会において、新たに示された論点

- ② 申立て手続きにおける記載事項の中で、「他の制度での手続きの有無とする。」は、表記が曖昧であり明確な表記が必要ではないか。

事務局としての考え方

〈事務局案〉

『条例記載案』

- ・「他の制度での手続きの有無」を削除し、「その他規則で定める事項」を追加する。
- ・規則において、「その他規則で定める事項は、他の制度での手続きの有無に関する事項とする。」と規定するとともに、規定する申請書様式の中で、市民相談、請願・陳情、監査委員、直接請求、行政不服審査、行政事件訴訟、その他を記載する。

(例) 規則第〇条第1項 条例第〇条の書面は、苦情申立書(様式〇)とする。

規則第〇条第2項 条例第〇条の規則で定める事項は、他の制度での手続きの有無に関する事項とする。

※ 申請書様式案…別紙のとおり

〈事務局案の理由〉

規則で定めることにより、同じく規則で定める苦情申立書の記載項目により「他の制度での手続きの有無」の内容が明確になるため。

〈他都市における事例〉

川崎市、札幌市(概ね一致)

『条例記載』

- ① 苦情を申し立てようとする者は、書面により行わなければならない。ただし書面によることができない場合は口頭による申立てもできる。
- ② 記載事項は、申立人の氏名、住所、申立の趣旨、理由、原因となった事実発生年月日、その他規則で定める事項
- ③ 苦情を申し立ては、代理人により行うことができる。

『規則記載』

- ① 条例第〇条の書式(本文の規定による申立て)は、苦情申立書(様式〇)とする。
- ② 条例第〇条の規則で定める事項は、他の制度での手続きの有無に関する事項とする。

※川崎市は、②に「及び代理人に関する事項」と記載

苦情申立書（案） 年 月 日 （宛先）熊本市オンブズマン 郵便番号 住所 氏名 電話番号 （法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名） 熊本市オンブズマン条例第〇条の規定により、次のとおり苦情の申立てをします。			
苦情申立ての趣旨			
苦情申立ての理由			
苦情の申立ての原因 となった事実のあった 年月日	年 月 日		
他の制度への手続の有無	☐有 ☐無 （☐市民相談 ☐請願 ☐陳情 ☐監査委員 ☐直接請求 ☐行政不服審査 ☐行政事件訴訟 ☐その他 ） （該当箇所にレ印を記入してください。）		
代理人	住所 氏名 電話番号	申立人との関係	受付印

検討項目	
3 苦情処理等について	(5) 調査に際しての関係者への通知

第2回検討委員会において、新たに示された論点

調査を開始するとき、苦情申立人に対する通知が必要ではないのか。

事務局としての考え方

〈事務局案〉

苦情申立人への通知に苦情の調査を開始するときを追加する。

『条例記載案』

苦情申立人への通知

- ・ 苦情の調査を開始するとき。
- ・ 苦情を調査しないとき。
- ・ 調査を中止したとき。
- ・ 調査の結果を出したとき。

市への通知

- ・ 調査を開始するとき。
- ・ 調査を中止したとき。
- ・ 調査の結果を出したとき。

〈事務局案の理由〉

オンブズマンが苦情の調査を開始する場合は、申立人への事情聴取等の具体的行為により調査開始が判明するが、通知を行うことにより申出人にとって苦情が受理され、調査開始が決定したことが明確になるため。

〈他都市における事例〉

- ・ 調査を開始するとき、苦情申立人に対する通知は行っていない。
- ・ オンブズマンは、調査の対象外事項【検討票17】を除き調査を行うことが前提であり、調査の実態行為に入るため通知を行わないもと考える。

検討項目	
5 実効性の担保手段について	(1) 措置状況の報告

第2回検討委員会において、新たに示された論点

是正・勧告措置に対する報告義務と報告期限は条例化されているが、意見表明についての市の機関の対応は必要ないのか。(努力義務規定等)

事務局としての考え方

＜事務局案＞

- ・ オンブズマンが制度の改善を求める意見表明を行った場合も、勧告と同様に報告を求め、市の機関は60日以内に改善の措置状況について報告するものとする。
- ・ この場合において、是正等の措置を講ずること又は制度の改善を行うことができない特別な理由があるときは、当該理由を報告しなければならない。

『条例記載案』

- ・ オンブズマンは、勧告したとき又は意見表明したときは、市の機関に対しその是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとする。
- ・ 市の機関は、勧告又は意見表明があった場合、勧告、意見表明を受けた日の翌日から起算して60日以内にオンブズマンに対し是正等又は改善の措置の状況について報告するものとする。この場合において、是正等の措置を講ずること又は制度の改善を行うことができない特別な理由があるときは、当該理由を報告しなければならない。

＜事務局案の理由＞

市の機関に対して、意見表明についても勧告と同様に報告の義務を課す必要があると考えるが、制度の改善状況については、60日以内の報告は困難な場合があると考えられるため、勧告の場合を含め、是正、改善ができない場合は、当該理由を報告することを追加した。

＜他都市における事例＞

- | | | |
|---|-----------|--------------|
| ・ 勧告の場合のみ報告義務 | ・ ・ ・ ・ ・ | 川崎市、新潟市、つくば市 |
| ・ 勧告の場合のみ報告義務を課し、特別な理由があり是正できない場合にその報告を求める。 | ・ ・ ・ ・ ・ | 藤沢市 |
| ・ 勧告・意見表明の双方に報告義務 | ・ ・ ・ ・ ・ | 札幌市 |
| ・ 勧告・意見表明の双方に報告義務を課し、特別な理由があり是正、改善ができない場合にその報告を求める。 | ・ ・ ・ ・ ・ | 上越市 |

第2回検討委員会において、
新たな論点の意見が無かった項目

検討項目	
3 苦情処理等について	(1) 苦情の申立て

論 点
苦情申立てを行う者の要件は何か。(他都市事例一致)

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
何人も市の機関の業務執行、当該業務の職員の行為について苦情を申し立てできる。	何人も市の業務について苦情を申し立てできる。	何人も市長の所管する業務執行、当該業務の職員の行為について苦情を申し立てできる。

事務局としての考え方
〈事務局案〉
『条例記載案』
何人もオンブズマンに対し、市の機関の業務執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為について苦情を申し立てることができる。

〈事務局案の理由〉

- ① 市の業務に対する苦情であれば、市政改善の観点からも、市内外に限らず基本的に申立人の要件を設けず、誰でも申し立てができることが必要であると考え。
- ② 札幌市の条文には「職員の行為」の明記はないが、実際には「市の業務」に含まれている。

検討項目		
3 苦情処理等について	(3) 調査の対象外事項	① 調査の対象外事項 ② 申立人の利害関係について ③ 申立期間について

論 点
① 調査の対象外とする事項は何か。(他都市事例概ね一致) ② 申立人の利害関係を有する解釈の範囲をどこまで認めるか。 ③ 事実発生からどの程度経過したものまで調査するか。 ※ 論点の背景 ② 利害関係の有無については解釈の仕方で調査対象が決まるため、予め方針を決めておく必要がある。 ③ 調査可能期間を決めておく必要がある。

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
・ 管轄の除外事項に該当 ・ 申立人が利害を有しない場合 ・ 事実発生日から1年以上経過 ・ 虚偽その他正当な理由がないとき。 ・ 調査が相当でないと認められるとき。	・ 管轄の除外事項に該当 ・ 申立人が利害を有しない場合 ・ 事実発生日から1年以上経過 ・ 虚偽その他正当な理由がないとき。 ・ 調査が相当でないと認められるとき。	・ 管轄の除外事項に該当 ・ 申立人が利害を有しない場合 ・ 事実発生日から1年以上経過 ・ 虚偽その他正当な理由がないとき。 ・ 調査が相当でないと認められるとき。
自己の利害に関する判断の他都市事例 ・ 利害関係を有する者として広く柔軟に解釈しているが、最終的にはオンブズマンの判断に委ねられるとしている自治体。(川崎市、札幌市) ・ 金銭及び役務等の不利益があったか等、利害関係をある程度厳しくとらえ、最終的にはオンブズマンの判断に委ねられるとしている自治体。(つくば市)		

事務局としての考え方
〈事務局案〉
『条例記載案』
①、③ ・ 管轄の除外事項に該当した場合 ・ 申立人が自身の利害を有しない場合 ・ 事実発生日から1年以上経過しているとき。ただし、正当な理由がある場合はこの限りでない。 ・ 虚偽その他正当な理由がないと認められるとき。 ・ 調査が相当でないと認められるとき。
『運用面の課題』
② 利害関係の有無については、広く柔軟に解釈する必要があるが、オンブズマンの判断に委ねることとなる。
〈事務局案の理由〉
① 他都市の事例と同様に、管轄除外事項、自己の利害を有しない場合(市民の人権擁護という本来の趣旨のため)、事実発生日から一定期間経過した場合、虚偽等については、調査の対象外とすることが考えられる。
② 「苦情申立」同様、市政改善の観点からある程度緩やかに解釈する必要があるが、最終的には利害の範囲はオンブズマンの判断にゆだねるべきと考える。
③ 申立て期間は、事実確認や調査を行う必要から住民監査請求や他の自治体と同様に1年以内が望ましいと考えられる。

検討項目	
3 苦情処理等について	(4) 調査の中止

論 点
調査の中止規定は必要か。(他都市事例一致)

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
調査を開始した後においても、必要がないと認めるときは調査を中止し、又は打ち切ることができる。	調査を開始した場合においても、調査を続けることが相当でない特別な事情があると認めるときは調査を中止することができる。	調査・検討を開始した後においても、必要がないと認めるときは中止することができる。

事務局としての考え方
〈事務局案〉
『条例記載案』
調査を開始した後においても、必要がないと認めるときは調査を中止することができる。

〈事務局案の理由〉

- ・ 調査できない状況の可能性を考慮し、調査中止も可能とする必要があると考える。
- ・ オンブズマンが調査を進める段階で、行政が自主的に改善を図ることも考えられる。

検討項目		
3 苦情処理等について	(6) 調査の方法	① 市の機関に対する調査権について ② 関係者等への協力依頼について

論 点
① 市の機関に対する調査権はどのようなものか。(他都市事例一致) ② 調査に際して市の機関以外(関係者等)に対して必要とすることは何か。(他都市事例概ね一致)

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
① 市の機関に対し説明を求め、保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し若しくは提出を求め又は実地調査することができる。 ② 関係人、関係機関に対し質問し、事情を聴取し又は実地調査の協力を求めることができる。 ② 専門機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。	① 市の機関に対し説明を求め、保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し若しくは提出を求め又は実地調査することができる。 ② 関係人、関係機関に対し質問し、事情を聴取し又は実地調査の協力を求めることができる。 ② 専門機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。	① 市長に対し、説明を求め、保有する帳簿、書類その他の記録の提出を求めることができる。 ② 関係人、関係機関に対し事情を聴取し又は実地調査をすることができる。

事務局としての考え方
〈事務局案〉
『条例記載案』
① 市の機関に対し説明を求め、保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し若しくは提出を求め又は実地調査することができる。 ② 関係人、関係機関に対し質問し、事情を聴取し又は実地調査の協力を求めることができる ② 専門機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。
『運用面の課題』
・ オンブズマンは、職権として市の機関に対し説明を求め、保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、提出させることができるが、その際、個人情報については、取扱に慎重を期し、最大限の配慮をすることが必要である。 ・ 関係人は、申立人との利害関係が発生する第三者(個人、法人)、関係機関は、県、国、独立行政法人等の機関と考えられる。
〈事務局案の理由〉
①、② ・調査に正確を期するため、市及び関係機関の積極的協力、情報の提供は不可欠であるとする。

検討項目		
3 苦情処理等について	(7) 専門調査員	① 専門調査員の必要性について ② 地方自治法上の身分について ③ 人数について ④ 待遇について

論 点
① 専門調査員は必要か。(他都市事例概ね一致) ② 専門調査員の地方自治法上の身分は何か。 ③ 人数は何名とするか。 ④ 専門調査員に必要な待遇条件は。 ※ 論点の背景 ③及び④については各自治体でばらつきがある。熊本市に相応しいのはどのような形態かが問題となる。

他都市事例		
川崎市	札幌市	つくば市
『条例による設置』 ① オンブズマンの職務に関する事項を調査するための専門調査員を配置する。 『運用方法』 ② 地方自治法第174条に規定する「専門調査員」で非常勤特別職の職員 ③ 4人 ④ ・勤務日 週4日 ・報酬 月額 266,500円	『条例による設置』 ① オンブズマンの職務の遂行を補佐するための専門調査員を配置する。 『運用方法』 ② 地方自治法第174条に規定する「専門調査員」で非常勤特別職の職員 ③ 3人 ④ ・勤務日 週3日程度 ・報酬 月額 182,000円	『規則による設置』 ① 専門調査員を置く。(つくば市嘱託職員設置規則) 『運用方法』 ② 地方自治法第174条に規定する「専門調査員」で非常勤特別職の職員 ③ 1人 ④ ・勤務日 週23時間 ・報酬 月額 130,000円

事務局としての考え方
〈事務局案〉
『条例記載案』
① オンブズマンの職務に関する事項を調査するための専門調査員の配置をする。
『運用方法』
② 地方自治法第174条に規定する「専門調査員」で非常勤特別職の職員。
③ オンブズマン1名に対し、1名を配置する。
『運用の課題』
④ 専門調査員の待遇条件については、その職務にふさわしい相当額を支給できるよう配慮する。

〈事務局案の理由〉

- ① オンブズマン自らが全て対応するのは物理的に困難であり、オンブズマンの職務は専門的技術的事項に関するので、事務局には市職員のほかに専門的スタッフを置く必要があると考える。
- ② オンブズマンは基本的に独任制となるため、オンブズマンを補佐する調査員も各々必要と考える。
- ③ オンブズマンを補佐するためには、高度な行政知識が必要であり、他都市では大学院又は博士課程相当の人選をしている。

〈専門調査員について〉

専門調査員の具体的業務内容として想定されるもの

- ・ 市民からの苦情申立の聴取
- ・ 関係人、関係機関からの事情説明聴取及び実地調査
- ・ 関係する市の機関からの帳簿、書類その他記録の閲覧
- ・ 関係する機関の必要帳簿の提出指示
- ・ 事実に関する法令、判例等の調査及び研究
- ・ 調査結果の作成補助
- ・ その他オンブズマンの職務遂行上必要となること

関係法令(抜粋)

○地方自治法

第174条

- 1 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する。
- 3 専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

検討項目		
4 問題解決方法について	(1) 勧告、意見表明	① 勧告、意見表明について ② 勧告、意見表明の尊重について

論 点
① 苦情等の調査結果による勧告、意見表明の必要性(他都市事例一致) ② 勧告、意見表明に対する市の機関の尊重の意義(他都市事例一致)

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
- 市の機関に対する是正等措置の勧告 - 市の機関に対する制度改善の意見表明 - 人権オンブズパーソンとの共同による勧告、意見表明を求める。 - 市の機関は勧告、意見表明を尊重する。	- 市の機関に対する是正等措置の勧告 - 市の機関に対する制度改善の意見表明 - 市の機関は勧告、意見表明を尊重する。	【要綱設置】 - 市長に対し意見を述べることができる。 - 市長は意見を尊重しなければならない。

事務局としての考え方
＜事務局案＞
『条例記載案』
① オンブズマンは、苦情調査の結果、必要があると認めるときは下記の権限を職務行使できる。 - 市の機関に対し是正の措置を講ずるよう勧告することができる。 - 市の機関に対し制度の改善を求める意見表明をすることができる。 ② 市の機関は勧告、意見表明を尊重しなければならない。

※他都市における勧告・意見表明の基準

基準	勧告	違法なもの(法律・条令・規則・要綱の規定違反)、不当なもの(制度の適用が妥当ではない)に対して改善を求めること。
	意見表明	法律・条令・規則で規定内容等、制度が社会の変化やニーズに適合しなくなり改善が必要と判断した場合に制度改善を求めること。

なお勧告及び意見表明も報告を公表しなければならない(関連:No.24検討票)

＜事務局案の理由＞

- ① 勧告、意見表明の必要性
- オンブズマン制度の基本的職務としての一つとして「苦情処理機能」を行うこととされており、その内容は市民からの個々の苦情の申立てを契機として権利、利益の擁護を図るものであると考える。
 - 申立ての苦情に対しては可能な限り迅速にその処理にあたり、当該苦情の解消に努めなければならないことから、勧告等の権限を職権をもって行使することが必要であると考え。
- ② オンブズマンは、市の附属機関であり解決方法に強制力を持たないことからこそ市側でその調査結果に基づく勧告、意見表明を尊重するべきと考える。
- 問題の解決を図るための簡易・迅速な処理を目的とするものであることから、市の機関は勧告、意見表明を尊重するべきと考える。

検討項目	
5 実効性の担保手段について	(2) 勧告等の公表

論 点
勧告、意見表明、報告内容の一般公表の必要性(他都市事例一致)

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
・ 勧告、意見表明、報告内容の公表 ・ 公表に当たっては、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない	・ 勧告、意見表明、報告内容の公表 ・ 公表に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮をしなければならない	・ 意見、報告内容の公表 ・ 公表に際しては、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない

事務局としての考え方
<事務局案>
『条例記載案』
・ オンブズマンは勧告、意見表明又は報告の内容を公表する。 ・ その公表に当たっては、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

<事務局案の理由>

- ・ オンブズマンが行った改善勧告、意見等の効果を担保するため、改善勧告等に対し関係機関のとった措置についても随時公表する必要があると考える。
- ・ 市民一般の監視によってオンブズマン制度の実効が期待できる。
- ・ 公表に際しては、個人のプライバシーを侵害しないよう配慮しなければならない。

検討項目	
5 実効性の担保手段について	(3) オンブズマンの活動状況報告等

論 点
活動状況報告書の作成及び公表の必要性(他都市事例一致)

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
・ 市長及び議会への制度運営状況報告及び市民への公表	・ 市長及び議会への制度運営状況報告 ・ 活動状況の市民への公表 ・ 市民への積極的な情報提供、市民意向の把握	・ 「行政評価委員会要綱」の中には定めていないが、毎年報告書を作成し公表

事務局としての考え方
<事務局案>
『条例記載案』
オンブズマンは毎年、運営状況について市長及び議会に報告するとともにこれを公表する。

<事務局案の理由>

- ・ オンブズマンは1年間の活動実態及び実績等について年次報告書を作成し、市長及び議会に報告するとともに、市民に公表する。年次報告書には、受理件数・処理件数・活動の実態・及び実績・表明した意見、勧告等の要旨等の記載が考えられる。
- ・ この苦情申立ての受付及び処理状況の実績結果により、開かれた市政の一層の進展と市政に対する市民の信頼確保に役立ち、またオンブズマン制度の有効性が図られると考える。

検討項目		
6 その他	(1) 事務局の機能	① 事務局の組織 ② 事務局の役割 ③ 設置場所他

論 点
① 事務局はオンブズマン専任の組織としての位置づけでいいのか。 ② 事務局はオンブズマンを補佐するための事務的な役割であると考えていいのか。 ③ 設置場所は、独立性を高めるために庁舎外の設置がいいのか。
※ 論点の背景
③ 事務局は独立性とともに市民の利便性も重要であり、他ビル賃貸であると費用もかかることも勘案しなければならない。他都市では、庁舎内・庁舎外と様々である。

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
・ 事務局の設置(条例) ・ 市長部局下であるが独立組織 ・ オンブズマンを補佐する職務 ・ 事務局は本庁舎外の独立した場所に設置	・ 事務局の設置は(条例)では定めていない ・ 市長部局下であるが独立組織 ・ オンブズマンを補佐する職務 ・ 事務局は庁舎内に設置	・ 事務局の設置(要綱) ・ 市長部局(広聴課内) ・ オンブズマンを補佐する職務

事務局としての考え方
<事務局案>
『条例記載案』
① 事務局の組織 ・ オンブズマンに関する事務を処理するため、事務局を置く。
『運用課題』
① 市長部局下であるが独立した組織である ② 事務局の役割としては、オンブズマンの事務的補佐する職務である。 ③ 設置場所としては、客観的独立性を高めるため、本庁舎外に設置することが望ましい。
<事務局案の理由> ① オンブズマンの独立性及び調査の実効性を確保する観点から、既存の組織の一部とするのではなく、少なくとも課、部相当の組織とするのが望ましい。(参考:本市の指導監査課) また、専門調査員を置くことで迅速な対応が可能となることから必要であるとする。 ② 役割は他都市の考え方と同様、オンブズマンのサポートであるが事務的な部分(受付・相談・予算・文書管理等)といった限定的な役割にすべきと考えられる。 ③ 独立性を高めるために庁舎外の設置が望ましいが、市民の利便性また申立人の心理を考慮することも重要な要素であるとする。

日額報酬の考え方（人事課制度班確認）

- 1、日額報酬は、1日に1回業務に就くことで発生する。「〇時間以上の就労が必要」などの、拘束時間の規定はない。
- 2、勤務時間については、あくまでも非常勤なので、常勤職員の勤務時間の4分の3（週28時間45分）を越えてはいけない。
- 3、報酬額については、まず日額10,000円で検討する。その次に「医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要がある場合」に該当するかを検討する。該当の場合は30,000円以内で設定することとなる。

〇熊本市で「医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要がある場合」に該当する例

区分	報酬額（月額）	報酬額（日額）
国際交流員	490,000 円以内	
職員健康管理専門医	400,000 円以内	
保健福祉センター嘱託医（歯科医師）	418,600 円	
競輪場場内取締役委員		20,000 円以内
競輪場警備本部長	350,000 円	
市民病院臨床研修医	300,000 円	
市民病院医員補		18,390 円以内
外国語指導助手	490,000 円以内	

※国際交流委員及び外国語指導助手については、全国的に年額の規定がある。

《熊本市特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）》
第1条

- 3 別表に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあつては300,000円、月額報酬にあつては250,000円、日額報酬にあつては10,000円、時間額報酬にあつては1,000円（医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあつては400,000円、月額報酬にあつては600,000円、日額報酬にあつては30,000円）を超えない範囲内で、規則で定める。

第2回検討委員会での質問について

○検討条項（見直し条項）について

【法制室の意見】

- ① 見直し条項が設けられるのは、積み残しの課題がある場合や、将来の状況の変化が予想される制度に見られる。熊本市として見直し条項を入れる場合の基準のようなものではなく、熊本市自治基本条例で初めて、例外的に取り入れられている。
- ② 今回のオンブズマン条例については、オンブズマンの組織や職務等に関して規定する内容となっており、上記で想定する制度にはあたらないと考える。本来、条例は見直すべき時に見直すものであるため、見直し条項の必要性は無いと考える。

【法律における見直し条項についての考え方】

見直し条項は、近年、社会経済情勢がめまぐるしく変化する中で、それに適時適切に対応した法律制度でなければならないという考え方から、法律などで見受けられるようになっている。

政府は、このような規定がなくても、法律を取り巻く状況を踏まえて、必要があれば法律改正案を提出することができるし、むしろそれが責務であると考えられるので、いわゆる検討条項は、特段の法律効果をもつものではなく入念的に設けられているものといえるが、立法権者である国会の意思として、時期の目途を示して政府に検討の義務付けをするという意味をもつものと思われる。

○検討票NO. 8内「地方行政」の文言について

「地方行政」を「自治行政」とする場合、「自治」という言葉は、地方自治以外の意味も考えられる。また、法令関係では「地方行政」が用いられている。